マイナンバーカード更新の際は免許情報引継ぎ手続きを行ってください！

表面

マイナ免許証は、マイナンバーカードに免許証の情報（免許データ）が記録されたものです。

この免許データが記録されているマイナンバーカードは、免許証として車を運転することが可能です。

免許証の更新とは別？

マイナンバーカードの更新とは？

免許証の有効期限とは別に、マイナンバーカードそのものにも有効期限が設けられています。
そのため、期限内に更新して、新しいカードにしなければなりません。
この手続きは市役所等で行います。
（警察では取扱いができません!!）

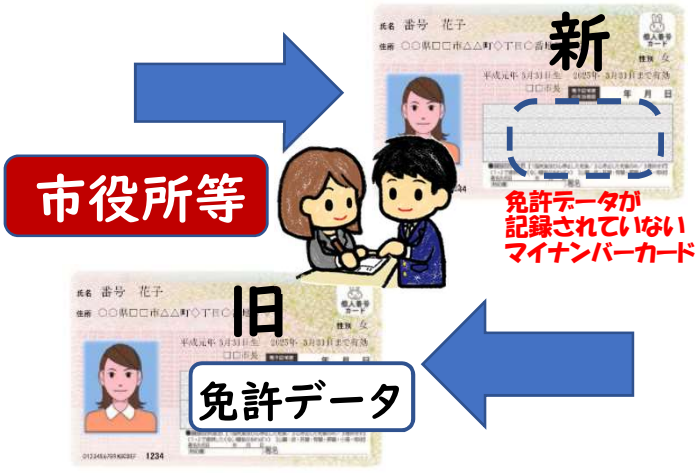

市役所等でマイナンバーカードを更新する際には、今使用中のカードと引換えに新しいカードが交付されます。

この時、免許データ引継ぎの手続きをしていないと、新しいカードには免許データが記録されていない状態で交付されてしまいます。

免許データが記録されていないマイナンバーカードでは車を運転することができません。

この場合、再度、交通センター等で免許データの記録手続きをする必要があります。
（手数料1,500円が必要となります）

**裏面に免許データの引継ぎ方法を記載しています。
市役所等で手続きを行う前に必ずご確認ください。**

マイナ免許証の免許データ引継方法

裏面

令和7年9月1日以降、マイナンバーカード更新時に免許データを引継可能ですが、所定の手続きを行わなければ免許データが引き継がれませんので、ご注意ください。

窓口訪問

市役所等の窓口で更新申請

証明写真機

街中の証明写真機から更新申請

郵送申請

書類を郵送して更新申請

左記によるマイナンバーカードの更新手続きでは、

免許データは引き継がれません

- 後日、新たに発行されるマイナンバーカードを受領後、免許センター等（※1）に持参し、免許データ記録等を申請してください。
- 免許データの記録は有料です。
  その際、保有形態を変更することも可能です。
  （マイナ免許証のみ → 2枚持ち 等）
- 後日、市役所等で新たなマイナンバーカードの交付を受ける際、帰りの道中に免許不携帯とならないようご注意ください。

※1　令和7年8月現在、交通センター、田辺運転免許センター又は新宮運転免許センターで手続き可能

オンライン申請

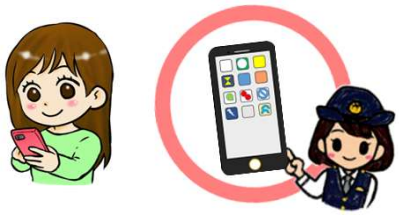

スマートフォン等から更新申請

オンライン申請で免許データの引継ぎを希望した方のみ

免許データは引き継がれます

- 事前に警察への署名用電子証明書の提出が必要です。（※2）
  （既に提出済の方は再提出不要です。）
- 新たなマイナンバーカードを申請する際、必ず署名用電子証明書の発行を希望してください。

- オンライン申請をしても免許データが引き継がれない場合があります。（オンライン申請時の入力誤り、システムエラー、免許停止処分中等）

- 新たなマイナンバーカードの交付準備が整った後に市町村から通知される交付通知書にて免許データ記録の有無を必ず確認してください。

※2　令和7年8月現在、交通センター、田辺運転免許センター又は新宮運転免許センター、警察署（田辺警察署を除く）、有田分庁舎、串本分庁舎で手続き可能

オンライン申請を利用される方へ

マイナンバーカード有効期限の2～3か月前を目処に、お住まいの市町村から有効期限通知書が送付されます。

有効期限通知書に記載の方法でオンライン申請を行ってください。

署名用電子証明書を警察に未提出の方は、更新前にあらかじめ、お近くの免許センターや警察署などで提出手続（警察の端末で6～16ケタの英数字を入力）を行っておいてください。

免許データの引継状況は、市町村から送付される交付通知書に記載されています。マイナンバーカードを受け取りに行く前に、必ず引き継がれているかを確認しておいてください。
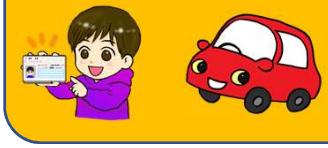
交付通知書に記載された方法でマイナンバーカードを受け取ってください。
免許データが引き継がれていれば、そのまま運転していただくことができます。